

保医発1130第3号  
平成30年11月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の  
留意事項について」等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（平成30年厚生労働省告示第406号）が公布され、平成30年12月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第1号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成30年3月5日保医発0305第10号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（平成30年3月5日保医発0305第11号）の一部改正について
- 別添4 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）の一部改正について
- 別添5 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第2部第2節第2款C152-2の(1)のアを次のように改める。  
ア 血糖コントロールが不安定な1型糖尿病患者であって、持続皮下インスリン注入療法を行っている者及び間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合であって皮下インスリン注入療法を行っている者。
- 2 別添1の第2章第2部第2節第2款C152-2の(1)のイを次のように改める。  
イ 低血糖発作を繰り返す等重篤な有害事象がおきている血糖コントロールが不安定な2型糖尿病患者であって、医師の指示に従い血糖コントロールを行う意志のある、持続皮下インスリン注入療法を行っている者。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いた場合は除く。
- 3 別添1の第2章第2部第2節第2款C152-2の(3)を次のように改める。  
(3) 同一月において、区分番号「C152」間歇注入シリンジポンプ加算と当該加算は、併せて算定できない。ただし、間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については「注2」の加算を算定できず、間歇注入インスリンポンプを併用した場合には区分番号「C152」間歇注入シリンジポンプ加算を併せて算定できる。
- 4 別添1の第2章第2部第2節第2款C152-2に次を加える。  
(6) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器については、急性発症又は劇症1型糖尿病患者に限り、かつ以下の項目を満たした場合に限り算定できる。  
ア 関連学会が定める適正使用指針を遵守して使用していること。  
イ 本医療機器を使用する患者にあっては、1日あたり少なくとも2回の自己血糖測定を行っていること。  
ウ 皮下連続式グルコース測定に関する施設基準の届出を行っている医療機関であること。  
エ 糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。  
オ 糖尿病の治療及び持続皮下インスリン注入療法に従事した経験を2年以上有し、適切な研修を修了した常勤の看護師又は薬剤師が1名以上配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次の要件を満たすものであること。  
(イ) 医療関係団体等が主催する研修であること。  
(ロ) 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援、持続血糖測定器に関する理解・活用及び事例分析・評価等の内容が含まれているものであること。  
カ エ又はオに掲げるものが、患者又は患者家族等に対し、持続血糖測定器の使用法の十分な説明や持続血糖測定器の結果に基づく低血糖・高血糖への対応等、必要な指導を行うこと。  
(7) 間歇注入インスリンポンプと連動していない持続血糖測定器を用いる場合は、患者ごとに指導者名が記載されている指導記録を作成し、患者に提供すること。また、指導記録の写しを診療録に貼付すること。

- 5 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-4に次を加える。
- (8) 非小細胞肺癌の腫瘍細胞を検体とし、シーケンサーシステムを用いて、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的としてBRAF遺伝子検査を実施する場合にあっては、患者1人につき1回に限り算定する。この場合、遺伝学的検査「2」処理が複雑なものを準用して算定することとし、注の規定及び(1)～(7)の規定は適用しない。
- 6 別添1の第2章第4部第3節E203に次を加える。
- (4) FFR<sub>CT</sub>の解析を行うものとして薬事承認を取得したプログラムを用いた解析結果を参照してコンピューター断層撮影による診断を行った場合には、画像診断通則の「5」「画像診断管理加算」の所定点数、コンピューター断層撮影診断料通則の「3」の所定点数、E101-2ポジトロン断層撮影の「2」の所定点数、E200コンピューター断層撮影（CT撮影）（一連につき）の「1」「イ」「(2)」及び「注4」の所定点数並びにE203コンピューター断層診断の所定点数を合算した点数を準用して算定できる。
- ア 本検査の結果によりFFR<sub>CT</sub>陰性にも関わらず、本検査実施後90日以内に冠動脈造影検査（D206 心臓カテーテル法による諸検査）を行った場合は、主たる技術の所定点数のみを算定する。
- イ 本検査の算定にあっては、E200のうち準用点数に掲げるもの、D206「注4」、D215「3」「ホ」、E101、E101-2、E101-3、E101-4、E102及びE202との併算定はできない。
- ウ 検査結果と、患者に説明した内容を診療録に記載した場合に算定出来る。
- エ 心臓CT撮影が必要な医学的理由、心臓CTによる診断のみでは治療方針の決定が困難である理由を患者に説明した書面又はその写を診療録に貼付すること。
- オ 関連学会が定める「FFR<sub>CT</sub>適正使用指針」に従って使用した場合に限り算定できる。算定にあたっては、下記について診療報酬明細書の「摘要欄」に記載および添付すること。
- (イ) 実施施設が日本循環器学会の研修施設、日本心血管インターベンション治療学会の研修施設及び日本医学放射線学会の総合修練機関のいずれにも該当すること並びにその証明書。
- (ロ) 本品によるFFR値。
- 7 別添2の第2章第12部第1節M000-2の(4)に次を加える。
- ニ 永久歯に対する既製の金属冠による歯冠修復
- 8 別添2の第2章第12部第1節M001に次を加える。
- (22) 永久歯に対する既製の金属冠に係る歯冠形成を行った場合は、「1のハ 乳歯金属冠」又は「2のハ 乳歯金属冠」に準じて算定する。
- 9 別添2の第2章第12部第1節M016に次を加える。
- (4) 永久歯に対して既製の金属冠による歯冠修復を行った場合は、「1 乳歯金属冠の場合」に準じて算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 Iの3の118の次に次を加える。

120 生体弁

- (1) 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、大動脈弁弁尖の硬化変性に起因する重症大動脈弁狭窄症を有している患者に使用する場合に限り、算定できる。
- (2) 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、算定できる。
- (3) 異種心膜弁(Ⅱ)システムは、胸腔鏡下弁形成術・弁置換術の施設基準を満たす医療機関で使用した場合に限り、算定できる。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」  
（平成30年3月5日保医発0305第11号）の一部改正について

- 1 別紙 1 のM016に次を加える
  - 3 永久歯金属冠

30点

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの120、121(2)中「生体弁（3区分）」を「生体弁（4区分）」に改める。
- 2 別表のⅡの120、121(2)中「合計4区分」を「合計5区分」に改める。
- 3 別表のⅡの120、121(3)②イを次のように改める。  
イ ③及び④に該当しないこと。
- 4 別表のⅡの120、121(3)③に次を加える。  
ウ ④に該当しないこと。
- 5 別表のⅡの120、121(3)に次を加える。  
④ 異種心膜弁（Ⅱ）システム  
次のいずれにも該当すること。  
ア 弁開閉部分がヒト以外の動物の心膜由来のものであること。  
イ 石灰化を抑制するための組織加温処理が施されていること。  
ウ 弁の設置に使用するデリバリーシステムを含むものであること。
- 6 別表のⅤの066の次に次を加える  
067 永久歯金属冠  
定義  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科用暫間被覆冠成形品」又は「歯科用被覆冠成形品」であること。  
(2) 永久歯の歯冠修復に用いる既製冠であること。

「診療報酬請求書の記載要領等について」  
(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

- 1 別紙1のⅢの第3の2の(28)のハに次を加える。  
(ス) 永久歯に対する既製の金属冠は、「既製冠(永)」と表示し、点数及び回数を記載する。